中外新聞

外篇

二

定價一冊

西垣文庫
文庫10
7328
2

特 文庫10
7328
2

西園寺文庫

慶應四年四月

○各藩歎願書

謹て奉言上い私ども儀先祖以来徳川家臣属して有之いへ共普天率土王臣土土の儀と有之況や累代過分の官位封秩頂戴罷在奉蒙莫大の天恩いは共今般　御政事出一新万分の稗補も無之恐惶戦慄仕罷在い然るに去る正月三日不料も徳川氏當主入朝折柄先駆の者共行違より意外の戦争近畿の地に於て炮烟を動い段承知仕一同驚愕失錯罷在い処終に此度奉蒙　仰出い段実に當主不束

より生じ事今更弁疏可仕様　なし無之に得共元来當主儀ハ
先年来　先朝非常の寵眷をも奉蒙決て二心無之段ハ天地
神明も照覧為在億兆の人度も承知仕ル儀ニ候座ル下然
一時号令不厳の處より右等の不始末ニ及ル段ハ重く奉恐
入坂城も急速退去江戸帰城後も恐惶謹慎罷在先祖憤墓の
佛寺へ閑居仕ル次才私共徳川氏恩意を受罷在ハ身分ニ取
ル仁慈を以寛宥の儀ニ被置ハ　仰出ル様仕度奉願ル下然私
共徳川氏ニ附属罷在ル身分ニて今般の義如何ニも諫争抑
止可致筈の処其義ニ不及段多罪の身を以歎訴仕ル義非分

を不顧奉恐入ル〳〵共何分ニも前文申上ル當主謹慎恐惶の
義も有之且ハ徳川氏祖先奉對　朝廷恭順の道を尽し乱を
平け治を致し奉安　宸襟ル微勲を思召不ル為捨何卒格別
の儀ル恩典を以て寛恕の儀ル沙汰ル成下ル様　獨り徳川氏
再生の儀ル恩沢のみならず関東諸州百万の生灵鋒鏑の難も
相免ル盛大ル復古の儀ル盛道ニも可ル為称と乍恐螻蟻纖芥
の微衆ル酌取ル下置幾重ニも儀ル執奏の儀泣血流涕奉哀訴
懇願ル恐惶敬白

二月

右ハ小田原侯佐倉侯を始四十三藩の歎願書の由三月二

日各藩名代の重臣等　太政官弁事所へ奉りしとゝ

○　　作者不詳

無題

血涙凝成一篇字、孤臣哀苦萬重深、精誠開説透金石、聖主何況天地心、　　或曰櫻藩　依田朝宗之作

右哀詞の為め上京し付ての作のよし

○

去る二月廿日會津侯国許へ発足の節上野山門前三橋の辺りて下乗山門の方へ向ひ良久しく遥拝し致家来共ハ悲く下座罷在其後出立相成い上野辺通行の者并ゝ市中の輩ら不覚感涙を流しい

述懐　　作者不知

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮涙南柯入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知気運推移去月黒橋頭啼子規　　或曰　會津侯之作

○鈴木縫殿持参　勅書の由

一先年以来

旧沙汰の趣も有之い処贈大納言の遺志を失先代譴責の奸人共致登用加之徳川□諫争の道も不行届今日の次第に至りい処如何に

思召に速に鈴木石見市川三左エ門初奸人共加厳罰忠邪の弁を明し藩屏の任を不失様處置可致

出沙汰の事

○

成瀬隼人正

竹腰龍若

今般一新に付可為藩屏の列仰出に事

但し是迄取扱来に国政向難手放儀は追て其旨領主へ願立可申に事

尾紀水三藩附属五家の輩已来可為藩屏の列事

○持平論

天下の勢たとへば権衡の如く其平を得ざれば治まらざる前に徳川氏獨り政権を専らにせしかば其勢過重なり故に諸侯多くこれに服せず徳川氏も亦自ら其非を悟りて王政復古の事なりこれより輕重宜しきを得て国政大に治まるべき機會ありしを惜哉日本開化いまだ足らざるの故なりや所謂三藩なる者俄に政権を擅にせんとするの心を生じ遂に竟に正月三日の戦争を生ずるに至り此戦に元来三藩の専横なりしに起りしなれ有ると其勝利を得しに日本の幸なり如何とかれば徳川氏若し勝利を得ば其勢まだ従前の如く過

重ねて至るべきこと必然あれば扨徳川氏敗退の後三藩の勢過重ねて至るハ自然の理ありされと此時三藩の徒退て政を修め盈を持し満を保つの心ならハ亦善く其平を失ハざるべきに更ねて其心なく勢ひに乗して関東を劫ちゆ至りしハ平を失ふこと最も甚しきなり此後いかゞ成行くべきや我ゞ知る所ゆ非ずと雖も姑く理勢を推して之を察するゆ三藩の徒此上ゆ不徳川氏を削殺し東方の士民を凌辱せんとゆ至らハ其勢過重ゆ堪へず自ら破るべきハ必ず會津の為ゆ破らるべし現在會津の兵防戦の企あるを見て會津ハ地嶮入勇田の知る所なり三藩之を伐つと雖も強弩の末恐らくハ之を破ること能ハざらん試ゆ問ふ三藩果して之を破ること能ハるんハ如何答曰三藩を過重の勢を失ひ東方ハ過軽の勢を復し大勢平均して再ひ日本の大ゆ治まるべき機會ならんは是れ我等が国の為ゆ希ふ所なり又問三藩の力能く會津を破らハ如何曰く其勢遂ゆ日本国中を鉗制するゆ至らん然るとも是ゆ天下を治むるの道ゆ非ず且つ外国交通の世ゆ在りてハ決して行ふべからざるなり我いたゞく禍乱の底止する時を知らず

○

題しらん

野山ゐる木の櫻過し世をまゝ見んこと幾花やかゐ

む